

ため、本条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。

▽児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

Ⅱ本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行による、国で定める基準の一部改正に伴い、利用乳幼児等の心身に有害な影響を与えるため、職員が行ってはならない禁止行為を規定している引用条文を改正するほか、保育所等に置かなければならないとされている保育士について、群馬県が認定地方公共団体となった場合は、群馬県の地域限定保育士も保育士とするため、関係条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。

▽館林市公園条例の一部を改正する条例Ⅱつつじが岡公園における使用料について、つつじの開花状況に応じた期間区分の細分化及び料金設定の見直しを行うに当たり、本条例の一部を改正するもので、全員一致で

可決されました。

追加議案

▽館林市職員の給与に関する条例及び館林市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ国家公務員の給与改定等を踏まえ、本市職員の給与の改定を行うもので、改正の主な内容については、まず、一般職員の給料月額を若年層に重点を置いて、本年4月1日に遡及して平均3・4%引き上げる。また、本年12月期に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0・025月分引き上げ、令和8年度以降については、6月期と12月期の期末手当の期未手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるよう配分する。次に、自動車等使用者に対する通勤手当について、国家公務員に準じて額の改定を行うほか、一般職の任期付職員の給料月額を本年4月1日に遡及して引き上げるため、本条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。

▽館林市特別職の職員の期末手当の支給に関する条例のの一部を改正する条例Ⅱ本市職員の期末手当及び勤勉手当の改定に準じて、本年12月期に支給する特別職の期末手当の支給月数を0・05月分引き上げ、令和8年度以降については、6月期と12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するため、本条例の一部を改正するもので、賛成多数で可決されました。

その他の議案

▽群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてⅡ群馬県市町村総合事務組合の組織団体に間において、同組合規約を変更する協議を行うことについて

て、地方自治法の規定により、議会に対し議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

▽群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてⅡ災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議を行うことについて、議会に対し議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

▽群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてⅡ群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体間において、共同設置規約を変更する協議を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

路線を認定するもので、全員一致で可決されました。

補正予算

▽令和7年度館林市一般会計補正予算(第4号)Ⅱ国庫支出金の内示、寄附金の受入れに伴う予算化及び当面予算措置を要する経費について補正するもので、9億6821万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ334億9983万9000円とするもので、全員一致で可決されました。

▽令和7年度館林市介護保険特別会計補正予算(第1号)Ⅱ制度改正に伴うシステム改修に要する経費について補正するため、279万4000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ70億8910万4000円とするもので、全員一致で可決されました。

追加議案

▽令和7年度館林市一般会計補正予算(第5号)Ⅱ職員及び会計年度任用職員の給与改定、人事異動に伴う職